大阪市長

松井　一郎　様

大阪市介護支援専門員連盟

代表　三浦　浩史

〒544-0011　大阪市生野区田島1丁目10番5号

電話：06-6755-5185

FAX：06-6755-5186

メール：cm.federation.osaka@gmail.com

**新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からの居宅介護支援における要望書**

　陽春の候、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、前回当連盟より質問を提示させていただいてから大阪市の新型コロナウィルスへの対策も大きく変わってきたと思います。そして、厚生労働省からの通知や事務連絡が多く発出されています。また、4月7日には緊急事態宣言の対象地域となり、合わせて大阪府知事による緊急事態措置が施行されました。新型コロナウィルス感染拡大防止を国民が一丸となって行うと言われています。そのために、人との接触を極力さける（8割削減目標）こととなっています。

　私たちの支援対象者は高齢者であり、複合的な病気を持っている方々です。すなわち、新型コロナウィルスに罹患すると重篤化するリスクが高い方々です。居宅介護支援等で利用者及びそのご家族と面接を行うと、ほとんどが新型コロナの話題で罹患への恐怖の想いを訴えられます。罹患に対する恐怖感は益々大きくなってきています。今すべき支援の在り方は、感染拡大を最小限に抑えつつ、同時に要援護者の暮らしを支え続けられることです。

ケアマネジメントの中ですべてのプロセスの重要性は理解していますが、支援し続ける中で以下の課題が日に日に大きくなっています。

１　介護支援専門員の月1回以上のモニタリングにおける利用者等からの拒否

　　　　（「拒否」とは、利用者等から電話、FAXやメール等の通信ツールでモニタリングの希望があるが、居宅訪問の必要性を説明するが納得いただけないこと）

２　サービス担当者会議における集団形成への疑義

（「照会」として、電話、FAXやメール等の通信ツールへの代替えが可能）

３　アセスメント及びケアプラン合意のための訪問に対する利用者等からの拒否

（「拒否」とは、利用者等から電話、FAXやメール等の通信ツール等でアセスメント及びケアプラン合意の希望があるが、居宅訪問の必要性を説明するが納得いただけないこと）

感染まん延を最小限に抑え、利用者及びその家族等が安心して自宅で暮らし続けるには、安全な介護支援を提供しつつ、人との接触機会を最低限にすることです。そのためには、利用者及びその家族との接触機会をできる限り直接介護（訪問介護、通所介護、訪問看護等の直接サービスを提供）を優先したいと考えます。

居宅介護支援（介護予防支援含む）の行なうサービス担当者会議及びモニタリングは、要援護者等と接触することなく電話・FAX・メール・SNS及びWebカメラなどを使うことで一時的には可能です。虐待や緊急対応が必要な事例などの直接面会すべき利用者は訪問・面会すべきではありますが、面会が絶対必要な利用者等と電話等でサービス担当者会議及びモニタリングが実現できる利用者等は、現場の介護支援専門員が一番把握できています。

感染拡大防止の観点、利用者の不安を削減するため、そして介護現場で働く職員とその家族を守る観点からも以下を要望いたします。

何卒ご尽力いただきますようお願いいたします。

なお、以下の要望は緊急事態宣言対象地域もしくは緊急事態措置が実施されている期間を想定しています。

要望１：居宅介護支援のモニタリングにおいて、感染拡大防止の観点から利用者及びその家族等の同意の上で、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応できることとしてください。利用者からの訪問の拒否を「利用者の事情等」に含め、月に1回以上自宅訪問できなくとも運営基準減算の対象としないでください。

要望２：サービス担当者会議は、感染拡大防止の観点から、緊急事態宣言期間もしくは緊急事態措置を「やむを得ない理由がある場合」とし、利用者及びその家族等の同意の上で利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなど、いわゆる「照会」により意見を求める対応ができるようにしてください。

要望３：新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要としてください。

要望４：通所介護の自粛や時短実施、訪問介護や訪問看護の自粛や時短実施などサービス休止・自粛が想定されます。利用者の暮らしを支え続けるためには、できる限り柔軟な対応が必要であるため「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第８報）の問１」への回答をそのまま運用させてください。

要望５：退院・退所加算について「ICT を活用して病院等の職員と面談した場合、退院・退所加算を算定してよい」となりました。新型コロナウィルスのまん延対策にかかわらず、病院等の職員との面談は、具体的にどのようなツールを使用してよいのか具体的な例示をお示しください。例えば、FAX・メール・Webカメラ（Zoom,Chatwork,Line,Hangout等）・SNS（Line,Facebook等）による情報連携等について示唆ください。

以上

令和2年4月13日

**《以下、参考通知の抜粋》**

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて （第３報）令和２年２月２８日」より抜粋

問９ 居宅介護支援のサービス担当者会議について、どのような取扱いが可能か。

（答）

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。

なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第４報）より抜粋

問９ 令和２年２月 28 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第３報）」問９ において、「なお、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合はサービス担当者会議の開催は不要である。」とあるが、基準解釈通知の取扱いと同様か。

（答） 同様である

問 11 居宅介護支援のモニタリングについて、感染拡大防止の観点から、令和２年２月17 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」において示されたとおり、利用者の事情等により、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ない理由がある場合については、月１回以上の実施ができない場合についても、柔軟な取扱いが可能か。

（答） 可能である。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第５報）より抜粋

問４ 居宅介護支援の退院・退所加算や（地域密着型）特定施設入居者生活介護の退院・退所時連携加算について、どのような取扱いが可能か。

（答） 感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、病院等の職員との面談以外での情報収集や電話・メールなどを活用するなどにより、算定することが可能である。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第６報）より抜粋

問４ サービス担当者会議の取扱いは、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第３報）」 （令和２年２月28日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）の問９において、「感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応することが可能である。」とされているが、サービス担当者会議を開催する地域において感染者が発生していない場合でも、 同様の取扱いが可能か。

（答） 可能である。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第８報）より抜粋

問１ 今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、通所介護事業所において訪問サービスの提供等を行った場合、居宅介護支援の業務や居宅サービス計画の変更については、どのような取扱いが可能か。

（答） 通所介護事業所が新型コロナウイルス感染症対策として、当該事業所の利用者に対して、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画（標準様式第２表、第３表、第５表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。 なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることでよい。

――――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

「2019 年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.４）（令和２年３月 30 日）」及び 「居宅介護支援の退院・退所加算に関するＱ＆Ａ（令和２年３月 30 日）」の 送付について

（厚生労働省老健局振興課 老人保健課）より抜粋

【居宅介護支援】

○ 退院・退所加算について

 問 令和２年度診療報酬改定では、効率的な情報共有・連携を促進する観点から、情報通信機器を用いたカンファレンスの実施が進むように要件が見直されるが、利用者又はその家族の同意を得た上で、ICT を活用して病院等の職員と面談した場合、退院・退所加算を算定してよいか。

（答） ○ 差し支えない。なお、当該取り扱いは令和２年４月以降に面談を行う場合に適用する こととし、カンファレンス以外の方法によるものも含む。

**《以下、他市町村の通知のリンク一覧》**

１　新宿区福祉部

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/content/000280591.pdf#search='%E6%96%B0%E5%AE%BF%E5%8C%BA+%E5%B1%85%E5%AE%85%E4%BB%8B%E8%AD%B7%E6%94%AF%E6%8F%B4+%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A'>

＜一部抜粋＞

１ 対応方針 利用者及び事業所職員への感染予防のため、虐待対応等のやむを得ない場合を除き、利 用者、家族、医療機関及び他事業所職員などとの相談、連絡調整等は、原則として対面で なく、電話・FAX・メール等で行うこととする。

２　東京都中野区

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/218500/d028486_d/fil/14.pdf>

３　東京都練馬区

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/jigyo/shingatakorona.files/0304kyotakurinzi.pdf>

４　千葉市

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/documents/020227_kyotakusantei.pdf>

５　栃木県小山市

<https://www.city.oyama.tochigi.jp/uploaded/attachment/211990.pdf?fbclid=IwAR3sBr4NQIUOPtFmQCWyWVKE34_3iCS-ncY9lVXH6cm-F7W9M7fjn1gKgI0>

６　八街市

<https://www.city.yachimata.lg.jp/soshiki/13/20518.html?fbclid=IwAR3kaK-AuS5bYm0zPa45U244Hir2l6ocHK_ISlI2VLPxChNGOi6V9JhMRXM>

７　横浜市

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigo-corona.files/0023_20200225.pdf>

８　京都市

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000219/219095/Vol.773gutaitekiunyou.pdf?fbclid=IwAR026CXawDgrHGcjzZAIKTWqWAkDlmQPv2HzCJN622kc8wh2ILCdWizxg3g>

８　大阪府豊中市

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/kaigohoken/kaigo_jigyousya/kaigo_jigyosya/kyoutuu/koronakansentaiou.files/satankaiginotaiou.pdf?fbclid=IwAR0xm5ArjjrwTO1iOqrZ5ptRBA9jj0pjDZp5DdWolPv8FscIg9LCH0xp8Zo>